

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長殿
全国社会福祉協議会会長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置に係る金融機関への
送金事務手続きの迅速化に向けた協議等の実施について（依頼）

緊急小口資金等の特例措置による貸付金の送金までに係る適切な支援については、令和 2 年 3 月 18 日付け事務連絡により、当座の生活費にお困りの方のうち、特に急を要する場合には、必要書類等の事後提出を可とするなど事務処理の簡素化等の措置を講じ、申込日の翌々営業日までに送金が行われるようご協力を依頼しているところであるが、今般、さらに下記のとおり送金事務手続き及び申請書類送付手続きに係る事務処理の迅速化を図るための対応を実施することについて、各都道府県社会福祉協議会への要請及び支援をお願いする。

記

1. 金融機関への送金事務手続きの迅速化のための協議の実施

各都道府県社会福祉協議会においては、送金の迅速化に向け、貸付決定から申請者の口座への入金までの事務手続きについても、より一層の迅速化が必要です。

特に、インターネットバンキング（IB）やエレクトロニックバンキング（EB）サービス以外の手法による送金手続きを採用している場合には、将来的な IB 又は EB サービスの活用も視野にいれつつ、当面の間、都道府県社会福祉協議会から金融機関への 1 日当たりの送金伝票等の受け渡し頻度を高める等の手法をとることが考えられます。

今般、送金事務手続きの迅速化について金融庁から生活福祉資金の送金事務を取り扱っている金融機関に対して協力依頼がなされたところです。

都道府県社会福祉協議会のうち、特に、IB 又は EB サービス以外の手法による送金手続きを採用している都道府県社会福祉協議会におかれましては、送金事務手続きの迅速化に向け、早急に送金事務手続きを依頼している金融機関へ連絡の上、協議を行っていただきますようお願いいたします。

2. 貸付申請の受付完了当日における都道府県社会福祉協議会への報告の迅速化

緊急小口資金等の特例措置の実施に当たっては、市区町村社会福祉協議会から都道府県社会福祉協議会への貸付申請書の送付までの事務手続きについても、より一層の迅速化が必要です。

貸付申請の受付窓口である市区町村社会福祉協議会において、申請者が提出した貸付申請書類のうち貸付決定及び送金事務に最低限必要な書類について、都道府県社会福祉協議会に速やかに届けることが重要となります。

現在、申請者から提出された貸付申請書類を郵送等の一定の時間を要する手法のみで收受している都道府県社会福祉協議会におかれては、情報管理を徹底した上で、FAXやPDFデータ等の手法を追加していただきますようお願いします。

その上で、市区町村社会福祉協議会において受け付けた書類のうち、貸付決定や送金手続きに最低限必要な書類について、FAXやPDFデータ等の手法を活用して速やかに送付するとともに、後刻、貸付申請書の原本を郵送等により送付するなどの対応を行って頂きますようお願いします。

3. 都道府県社会福祉協議会における生活福祉資金業務システム入力業務の迅速化

緊急小口資金等の特例措置の実施に当たっては、送金事務手続きの迅速化と併せて、貸付決定までの事務手続きについても迅速に実施することが必要です。

現在、各都道府県社会福祉協議会では、申請者が他県や自県内での世帯間で重複して貸付を受けることを防止するため、生活福祉資金業務システムが運用されており、貸付申請書を受領した都道府県社会福祉協議会においては、生活福祉資金業務システムに申請内容を入力することが必須となります。これについては、特例措置の受付開始から約1週間を経過し、入力に時間を要している都道府県社会福祉協議会が散見されます。

つきましては、申請者が市区町村社会福祉協議会へ貸付申請書を提出した後、速やかに、生活福祉資金業務システムへの入力を完結できるよう時間勤務職員の新たな採用や派遣会社からの派遣職員の導入などあらゆる手段を講じ、入力業務に携わる職員を確保するなど体制の強化を行って頂きますようお願いします。

以上

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2231)
FAX : 03-3592-1459

(参考)

事 務 連
絡令和2年4月7 日

生活福祉資金送金事務取扱金融機関 各位

金融庁監督局総務課長

尾崎 有

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置に係る
送金事務手続きの迅速化に向けた協力依頼

3月 10 日に政府が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－」において、生活福祉資金貸付制度の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象として、緊急小口資金等に係る特例措置が創設されたところです。また、3月18日には、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「生活不安に対応するための緊急措置」において、緊急小口資金等の特例が拡大されるとともに、より迅速な貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施することが謳われています（別紙参照）。

しかし、現状としては、緊急小口資金等の相談受付から送金までの事務処理等に一定の時間を要している場合も見受けられており、政府としては、当座の生活費にお困りの方に迅速に資金が届くよう、厚生労働省から各都道府県社会福祉協議会に対する事務連絡を通じて、申込みから貸付決定までの事務手続きの迅速化・簡素化を求めているところです。

一方で、緊急小口資金等の貸付の迅速化のためには、貸付決定から対象者への送金までの間における金融機関による事務手続きの迅速化も欠かせません。つきましては、各都道府県社会福祉協議会による依頼に基づいて送金事務を取り扱う貴金融機関におかれましては、送金事務手続きの迅速化にご協力いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、同日付で、厚生労働省より、各都道府県社会福祉協議会に対して、必要に応じ、送金事務を取り扱う金融機関に連絡の上、相談するよう事務連絡が発出されておりますので、貴金融機関におかれましては、各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、適時適切に対応をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な対応については、都道府県社会福祉協議会ごとに事情が異なるものと承知していますが、例えば、インターネットバンキング (IB) やエレクトロニックバンキング (EB) サービス以外の手法による送金手続きを採用している場合には、将来的なIB又はEBサービスの活用も視野に入れつつ、当面の間、都道府県社会福祉協議会から金融機関への1日当たりの送金伝票等の受け渡し頻度を高めるなど、貸付決定日中にできる限り多くの案件の送金処理が完了するよう、事務手続き面での工夫が考えられると思います。

以 上